# 山形市開発許可技術基準

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課 令和3年8月1日改正

# 山形市開発許可技術基準

# 1 趣 旨

この基準は、都市計画法(以下「法」という。)及び山形市開発指導要綱に基づき開発行為等の許可をする際に、市に帰属し、市において管理することとなる公共施設等について原則的な技術基準を定めるものとする。

## 2 予備調査

事業者は、開発行為等の計画に着手する前に開発区域及びその周辺にわたる地盤、土質、防災、自然環境、水利及び公共施設等について、十分な調査を行わなければならない。

# 3 公共施設の配置

事業者は、開発行為に伴い配置される公共施設の配置について、開発区域の規模及び形状に応じ、前述の予備調査の結果に基づき、開発区域及びその周辺の環境及び機能を向上させるよう計画しなければならない。

## 4 道 路

## (1) 道路計画

- ア 道路の計画及び施工にあたっては、「道路構造令」、「山形市道路の構造 の技術的基準等を定める条例」等を技術基準とする。ただし構造及び施 工方法等について必要な場合は、道路管理者と別途協議すること。
- イ 開発区域内では、発生交通量及び居住者の動線等を考慮し、開発区域 の面積に応じて、次に掲げる道路のうち必要なものを適切に配置するも のとする。

この場合において、これらの道路の配置にあたっては、居住者の安全 について配慮するとともに、良好な生活環境を形成するよう総合的に検 討を加えなければならない。

(ア) 取 付 道 路 開発区域と既設道路を連絡する道路

(イ)区画街路 開発区域の区画を形成させ、画地の交通の用に供す る街路

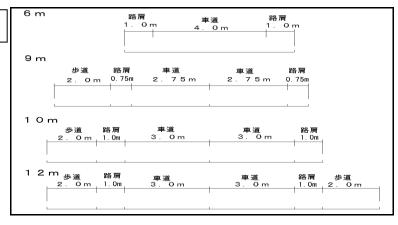
(ウ) 区画幹線街路 近隣住区内の交通の用に供し、幹線街路相互間を連絡する街路

(エ) 幹 線 街 路 開発区域の骨格となるもので、近隣住区を形成する 街路及び住区内の主要街路

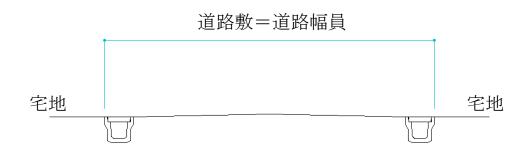
- (オ) 自転車専用道路 専ら自転車の通行の用に供する道路
- (カ) 自転車歩行者専用道路 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供する道路
- (キ) 歩行者専用道路 専ら歩行者の通行の用に供する道路
- (2) 区域内道路幅員(都市計画法施行令(以下「政令」という。)第25条第2号) ア 開発区域内に設置する道路の幅員は、次表に掲げるとおりとする。

予定建築物	開発規模区分	1 ha未満	1 ha以上 5 ha未満	5 ha以上 20ha未満	20ha以上	
	区画街路		6 m以上			
住宅地	区画幹線街路	6 m以上 9 m以上 1 0 r		n以上		
	幹線街路				1 2 m以上	
	区画街路	6 m以上				
その他	区画幹線街路	6 m以上 1 0 m以上				
	幹線街路	12m以上				
備考	※1 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の					
幅員は、道路構造令によるものとする。						
※2取付道路を設ける場合の幅員については、別途協議とする。						

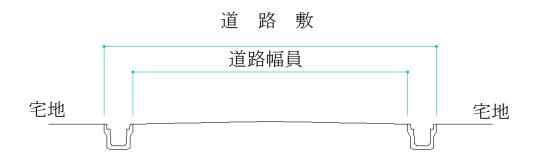
道路標準断面図



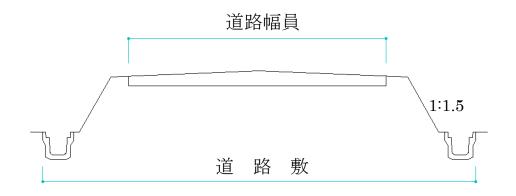
- イ 道路敷と道路幅員との関係は、次に掲げる図を標準とし、U型側溝に 蓋を設置する場合、道路幅員に含め、設置しない場合は、道路幅員よ り除外すること。
  - (ア) U型側溝築造の場合(蓋設置)



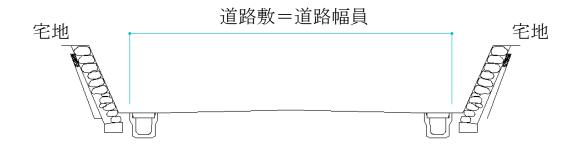
(イ) U型側溝築造の場合(蓋なし)



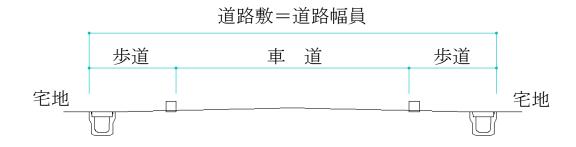
(ウ) 盛土の場合



# (エ) 切土の場合



# (オ) 歩車道分離の場合(U型側溝蓋設置)



ウ 水路の付替え等による水路構造物等は、道路幅員外とすること。ただ し、水路構造物が路側構造物を兼ねる場合は、別途協議すること。

# (3) 区域外接続道路(政令第25条第4号)

開発区域内の主要道路は、開発区域外の幅員9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては6.5m)以上の道路に接続していること。

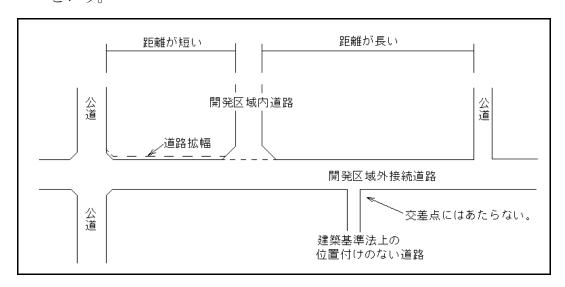
ただし、同号括弧書の「開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるとき」とは、次のいずれかの道路に接続していること。

		幅員			
規	模	主に住宅建築の 用に供するもの	その他		
0.3ha未満		4.0m以上	6.0m以上		
0.3ha以上2.0ha未満		6.0m以上	0. UIIIX.		
2. 0ha以上5. 0ha未満		8.0m以上	8.0m以上		
5. 0ha以上		9.0m以上	9.0m以上		

- イ 将来拡幅計画のある道路で、上記表を満たす計画のある、現在幅員 4 m以上の公道
- ウ 将来拡幅計画のある道路で、上記表を満たす計画のある、開発行為完 了までに4m以上とすることが確実である公道

なお、「将来拡幅計画のある」とは、市の定める計画等において、政令 第25条第4号に規定される道路が数年のうちに整備されることと位置 付けされているものをいう。

エ 区域外接続道路の幅員が基準を満たさない場合は、一番近い公道交差 点まで拡幅すること。なお、公道とは建築基準法の位置づけのある道路 をいう。



- オ なお、既存の交差点と開発行為で新設される交差点は原則 2 宅地以上の 間隔をあけること。
- (4) 開発区域外既存道路に直接接して行われる単体開発における当該既存道路(政令第25条第2号)

予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6 m以上 1 2 m以下で国土交通省令で定める幅員以上の幅員の道路が当該予定建築 物等の敷地に接するよう配置されていること。

- ア 同号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000㎡未満のものにあっては6m、その他のものにあっては9mとする。
- イ 同号括弧書の「小区間で通行上支障場合」とは、120m以内とする。
- ウ 同号ただし書の適用については、次表の道路が当該予定建築物等の敷 地に接するよう配置されていること。

	幅員			
規模	主に住宅建築の 用に供するもの	その他		
0.3ha未満	4.0m以上	4.0m以上		
0.3ha以上2.0ha未満	6.0m以上	6.0m以上		
2. 0ha以上5. 0ha未満	8.0m以上	8.0m以上		
5. 0ha以上	9.0m以上	9.0m以上		

#### (5) 道路の構造

ア 開発区域内の幅員9m以上の道路は、次表を標準とする歩道を設ける こと。

道路幅員	歩 道 幅 員
9 m以上11 m未満	$2.0\mathrm{m} \times 1$
1 1 m以上	$2.0\mathrm{m}\! imes\!2$

- ※道路の路肩の幅員については、別途協議すること。
- イ 歩道の幅員に並木を設ける場合にあっては1.5 m、その他の路上施 設を設ける場合にあっては0.5 mを加えるものとする。
- ウ 歩道は、歩車道ブロックで分離すること。また、路側構造物は道路の両側に設置すること。〔(2)-イ-(オ)及び(5)-キ-(イ)の図を基本とする。〕
- エ 擁壁を設置する際において、プレキャストL形擁壁の連結部分に現場 打ち施工を行なう場合は構造計算をすること。

オ 道路の縦断勾配は、地形の状況及び交通量等を勘案して定めるものとし、道路種別により次表を標準とする。ただし、縦断勾配が6%を超える道路は、すべり止めの処理を行うこと。

道路種別	縦 断 勾 配
区 画 街 路	8%以下
区画幹線街路	8%以下
幹線街路	6%以下

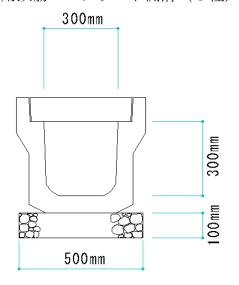
カ 路面は、十分に転圧のうえ安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない 構造とし、横断勾配は2%とすること。

# キ 路側構造物

(ア) 側溝の構造は、排水量の計算又は既設の流末断面を調査したうえで、これに適合した断面とし、原則として次に掲げる図を標準とする。この場合において導水勾配は、0.5%以上とすること。

なお、仕様については「国土交通省東北地方整備局監修 土木工事標準設計図集」に則ること。

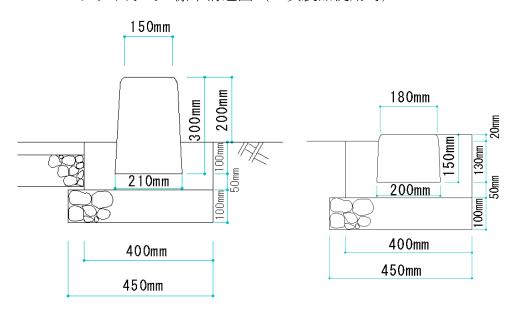
道路用鉄筋コンクリート側溝 (3種)



敷モルタル1:3 t=30 mm基礎工 t=100 mm(基礎材は、クラッシャーラン 80 mm以下とする。再生可)

# 注意事項

- 1) 既存側溝に蓋を掛けて使用する場合で、宅地側に蓋掛かりのない 構造については、完成後蓋を外した際に土砂などが側溝へ入り込ま ないような処理を施すこと。また、側溝内に宅地側法面より表土の 流入などがないよう処理をすること。
- (イ) 歩車道を分離する場合は、次に掲げる図を標準とする。 フラット方式の標準構造図(二次製品使用可)



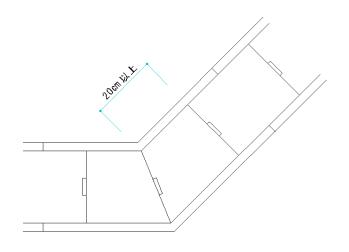
コンクリート 18-8-40 敷モルタル 1:3

基礎工 t=100 mm (基礎材は、クラッシャーラン 80 mm以下とする。再生可) 注意事項

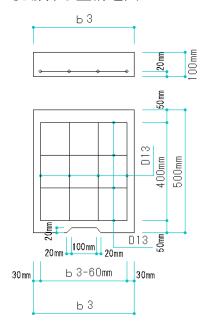
- 1) フラット方式の場合の出入口部は、歩道面と車道面の高さを同一とすること。
- 2) フラット方式の場合の歩道の巻き込み部及び交差点の歩道屈曲部 においては、自動車の乗り上げを防止するために縁石を設置するこ と。
- 3) フラット方式の場合は、路面排水を考慮して、縁石等の設置を5 mにつき50cmの間隔で設けること。
- 4) 基礎コンクリートにおいては、10mに1箇所の割合で伸縮目地を設置すること。

(ウ) 側溝の曲折箇所の設置については、内角90度未満の折り曲げは不可とし、蓋の設置については、次に掲げる図によるものとする。 なお、短辺20cm以下となる蓋の箇所は、鉄筋コンクリートによる現場打ち施工とすること。

# 蓋設置標準図

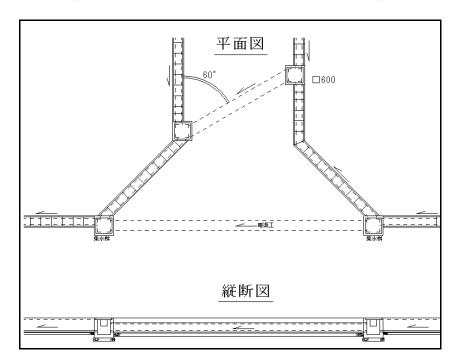


# 現場打ち蓋構造図

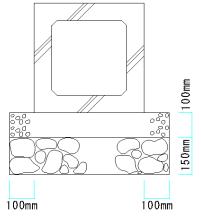


コンクリート 24-8-25

(エ) 交差点内の横断については、横断暗渠とし、次に掲げる図を標準 とする。なお、詳細については別途協議すること。



暗渠工の標準構造図 (ボックスカルバート □300 mm RC T-25)

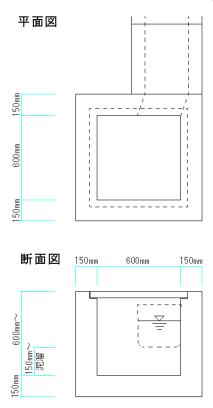


敷モルタル1:3 t=30 mm
 コンクリート 18-8-40 t=100 mm
 基礎工 t=150 mm
 (基礎材は、クラッシャーラン 80 mm以下とする。再生可。)

- ※ ボックスカルバートの土被りは、最低でも舗装(表層)厚以上を確保 すること。ただし、周辺の状況などにより舗装(表層)厚以上の土被 りの確保が出来ない場合は、別途協議するものとする。
  - (オ) 側溝に蓋(コンクリート製)を設置する場合は、合流点及び10mに一 箇所又は一宅地に一箇所(下流側)に鋼製溝蓋を設置すること。

(カ) 側溝が90度に曲がる箇所、2方向以上会合する合流点において は、会合点に集水桝を設置し、適当な落差を設けること。

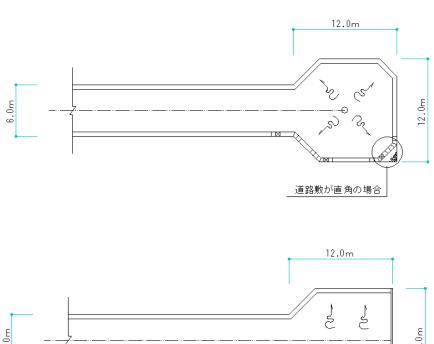
また、側溝の接続部は次に掲げる図を標準とすること。 なお、集水桝は有筋のものを使用し、仕様については「国土交通省 東北地方整備局監修 土木工事標準設計図集」に則ること。

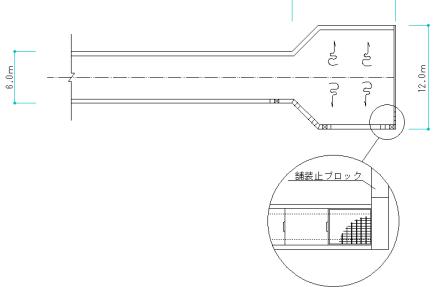


(キ) 道路は、階段状でないこと。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で、消防活動の際の機能及び歩行者の通行の安全上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

(ク) 道路は、袋路状でないこと。ただし、開発区域の周囲の状況及び 地形などによりやむを得ない場合は、開発道路の終端に直径12m 以上の回転広場を設けた袋路状とすることができる。

また、回転広場の構造は次に掲げる図を標準とする。





(ケ) 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路は、両端に車止めの設置をすること。

(コ) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は道路の曲が り角は、次表を標準とする隅切りを設けること。ただし、交差角 90度前後以外の場合は、別途協議すること。

隅切り長 (a)

(単位:メートル)

		1117717					( 1 1 == 1 )	
		区 域 外 接 続 道 路						
道路幅員		4 m 以上	6 m 以上	8 m 以上	10m 以上	12m 以上	15m 以上	20m 以上
	6 m 以上	5	5	5	5	5	5	5
		4	6	6	6	6	6	6
		2	4	4	4	4	4	4
	8 m 以上	5	5	5	5	5	5	5
		4	6	6	6	6	6	6
区		2	4	4	4	4	4	4
	1.0	5	5	5	5	5	5	5
域	10m 以上	4	6	6	6	6	6	6
内	<u> </u>	2	4	4	4	4	4	4
ri	1 0	5	5	5	5	6	6	6
道	1 2 m 以上	5	6	6	6	8	8	8
пА	<u> </u>	3	4	4	4	5	5	5
路	15m 以上		5	5	5	6	8	8
			6	6	6	8	1 0	1 0
	<i>&gt;</i> \⊥		4	4	4	5	6	6
	0.0		5	5	5	6	8	1 0
	2 0 m 以上		6	6	6	8	1 0	1 2
	<i>∞</i> ⊥		4	4	4	5	6	8

備考

上段: 交差角

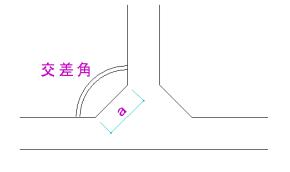
90度前後

中段: 交差角

60度以下

下段: 交差角

120度以上



(サ) 交差点前後の縦断勾配は、できるだけ緩やかにすること。

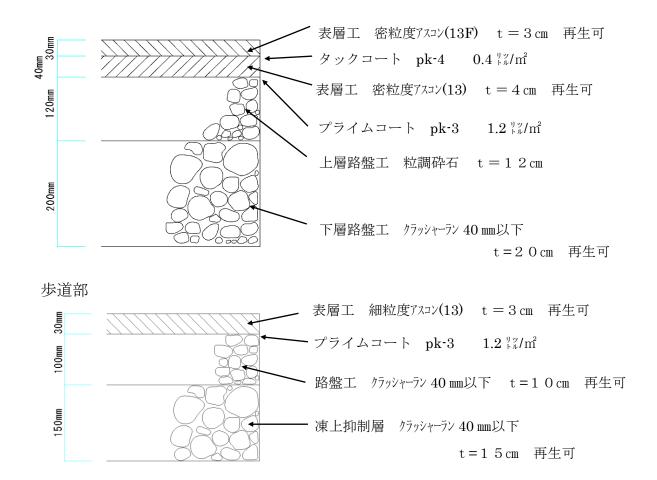
(シ) 交差点の交差角は、直角に近いものとし、くい違い交差としない こと。

# (ス) 歩道を設置する場合は、別途協議すること。

## (6)舗装構造

ア 舗装標準断面図は、次に掲げる図を標準とする。

# 車道部



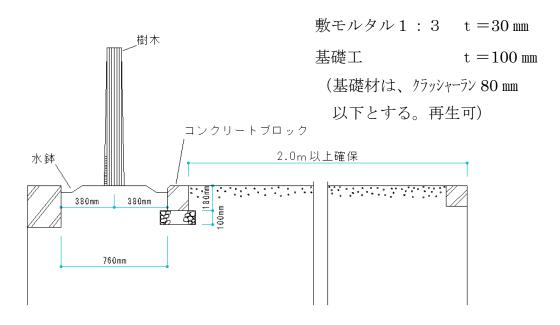
- イ CBR試験を行うこと。また、設計CBRが3未満の場合は、舗装構造について、別途協議すること。
- ウ 開発区域に設置される道路の将来の交通量が著しく増加することが予想される場合は、舗装構造について別途協議すること。
- エ 舗装の施工及び品質管理については、日本道路協会の「舗装設計施工 指針」等を遵守すること。
- オ セメントコンクリート舗装を採用する場合は、舗装構造について別途 協議すること。

カ 接続道路の舗装状況により耐磨耗層 (2 cm) を設ける場合があるので 事前に協議すること。

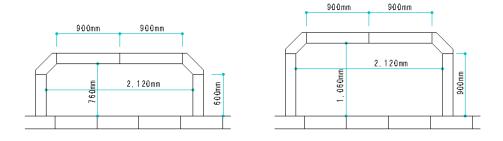
# (7) 街路樹植ます

歩道幅員と街路樹植ますとの関係は、次に掲げる図を標準とする。

# 街路樹植ますと歩道幅員



# 街路樹植ます平面図



## 注意事項

- 1) 植ます長は、植栽計画により増減運用して使用すること。
- 2) コンクリートブロックは、並木ます(植樹) ブロック1号、2号、 5号を組み合わせて使用すること。

- 3) 目地モルタルは、目地間隔を5mmとすること。
- 4) 防根ネットの設置を標準とする。

#### (8) 防護施設

ア 次の各号に該当する区間等には、道路に防護柵 (ガードレール等) を 設置すること。

- (ア) 道路側と高低差があり、安全確保のため必要な区間。
- (イ) 道路が河川、水路、鉄道等に接近しており、安全確保のため必要な 区間。
- (ウ) 上記以外で、道路管理者が必要と認める箇所。

イ 防護柵等の構造及び設置方法については、道路管理者の指示によるものとする。

# (9) 安全施設

道路照明灯、道路標識及びカーブミラー、その他の安全施設を設置又は移設する場合は、事前に関係機関と協議すること。

## (10) 道路境界標

道路敷地と民地の境界を明示するため、境界の変化点ごとに境界標を道路敷地側に設置すること。

## (11) 道路占用物件

道路占用物件については、事前に関係機関及び道路管理者と協議すること。

## (12) 中間検査及び完成検査

事業者は、法第36条による当該開発行為に関する事の完了の検査を受ける前に、道路構造の中間検査及び完成検査を受けなければならない。

〈檢查内容〉

中間検査・・・・路盤工 (厚さ)、道路幅員、構造物

完成検査・・・・As舗装厚(コア)、中間検査指摘事項

## 5 都市公園

## (1) 園路及び広場

- ア 敷地の形状は、概ね正方形、又は長方形で長辺が短辺の2倍を超えないものとすること。
- イ敷地は、原則として、道路に囲まれるよう計画するものとする。
- ウ 園内に公園利用注意看板及び園名板等の設置を行う場合は、別途協議 すること。
- エ 園路及び広場の表面は、雨が溜まらないよう勾配を計画し、次に掲げる図を標準とする。
- オ 園路はバリアフリーに対応すること。

# 参考断面図

表層安定剤処理(塩化カルシュウム又は塩化マグネシュウム等)

(化粧砂

グラウンド用舗装材

グラウンド用舗装材

クラッシャーラン 40mm 以下

良質土

# (2) 修景施設

- ア 修景施設として植栽を施す場合は、将来を見据えた樹木の配置計画を 行い、維持管理にも配慮すること。樹木の配置計画及び樹種については 別途協議すること。
- イ 植栽にあたっては、土壌改良を十分に行い、支柱により補強すること。 また、植栽時期に配慮すること。
- ウ樹木には、樹名板を設置すること。
- エ 「山形市公共施設緑化推進の手順書」に基づき、緑化率の確保に努めること。

#### (3) 休養施設

- ア 休養施設として、2人掛け以上のベンチを2基以上設置すること。 ベンチの座板は、合成木材を標準とする。
- イ 四阿を設置する場合は、建築基準法を遵守すること。

# (4) 遊戯施設

- ア 公園には、原則として遊戯施設を設置すること。
- イ 設置する遊具は、国土交通省の指針及び日本公園施設業協会の基準に 適合し認定された耐久性及び安全性に優れたものとし、詳細については 別途協議すること。
- ウ 配置にあたっては、遊具の安全領域を確保し設置すること。
- エ 遊戯施設下に安全マットを敷くなど安全対策を講じること。

# (5) 便益施設

- ア バリアフリーの水飲場を設置するとともに、外水栓については排水桝 を併設すること。なお、排水桝については浸透式とし、上水を園外に排 出すること。
- イ トイレを設置する場合は、水洗・公共下水道接続とするとともに、バリアフリーに対応すること。また、冬期間閉鎖できるよう入口部にシャッターを設けること。

## (6) 管理施設

- ア 出入り口は、バリアフリーに対応したもので2箇所以上設置し、うち 1箇所は管理車両の出入りが可能な構造とし、施錠できる車止め(取外 し式)を設けること。
- イ 外周部には、飛び出し防止のための柵等を設置する。ただし、隣接地が民地及びがけ地等の場合は、転落防止用の柵等を設置すること。また、 土砂の流出を防止するため縁石を設置する等の対策を行なうこと。
- ウ 照明設備を設置する場合は、下記項目を原則とすること。
  - (ア) 1,000 ㎡毎に1基の照明灯を設置することを基本とするが、 公園 の立地状況などに合わせ、JIS Z 9110 の照度基準または安全・安 心まちづくり推進要綱(警察庁 平成18年4月)に定められた基準

を参考に別途協議すること。

- (イ) 照明灯は防虫及び防雨型とし、灯具の材質は破損しても飛散しない強化タイプとすること。
- (ウ) 灯具設置高さは、H=4.5~5.0m を標準とする。
- (エ) 灯具は、全周配光型水銀灯 300W 相当かつ消費電力 100W 未満の LED 照明を標準とし、ランプ、ソケット、安定器は、別置方式のも のとすること。スイッチは、 自動点滅器又はタイマースイッチと すること。
- (オ) ポールは、防錆処理を施したもので埋込式とし、設計風速 60m/s に耐えうる構造とすること。
- (カ) 地中へ埋設するケーブルは防護管内の布設とし、埋設深は 0.6m 以上とすること。
- (キ) 引込柱を設置する場合は、H=4.5m以上とする。

# (7) 排水施設

- ア 公園の規模・形状により排水計画を行い、側溝、暗渠排水により園外 に排水すること。
- イ 側溝は、4 道路に準じること。
- ウ 広場の表面排水は、広場勾配により排水するとともに、浸透した雨水についても暗渠排水管を集水桝(60 cm×60 cm以上で泥溜 15 cm以上)に接続し、排水パイプ φ 100 mm以上により園外に排水すること。
- エ 鋼製溝蓋及び鋼製桝蓋は、細目タイプとすること。

#### (8) その他

- ア 公園の施設設置にあたっては、「都市公園技術標準解説書」及び「山形 市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定め る規則」に基づき行うこと。
- イ 公園引継ぎの際は、公園管理者が指定する管理台帳(電子データを含む) を作成し提出すること。
- ウ 施設の詳細については、公園管理者と別途協議のうえ承認を得ること。
- エ 公園内に関する占用施設については、事前に関係機関及び公園管理者と協議すること。

オ 公園を清掃する団体等が利用する清掃用具庫を1基設置すること。

## 6 児童遊園

# (1) 園内敷地

- ア 都市公園の園路及び広場の施工方法に準ずること。
- イ 敷地内の雨天時の排水がすみやかに行われるように、暗渠管や集水桝 等で排水計画をすること。
- ウ 敷地内から道路、隣地等へ雨天時の排水等により、表土が流出しない よう土留等の施工をすること。

#### (2) 遊戲施設等

遊具等の標準仕様は以下を参考とし、面積に応じて設置するものとする。また、配置に関しては、遊具の安全領域を確保し設置すること。

なお、安全領域内には衝撃吸収性能を有する素材(ゴム製マット、ゴム系舗装など)を敷設するなど安全対策を講じること。

アベンチ

イ 滑り台

- ウ ブランコ (2連、ゴムマット、安全柵)
- エ 低鉄棒 (ステンレスバー製)
- オ その他の遊具については、児童にふさわしいものとし、詳細について は別途協議すること。

### (3) 安全管理施設

- ア 敷地周囲には、高さ 30 cm程度の土留等を施工し、その上に高さ 1.5m 程度の丈夫なフェンス等を設置すること。特に危険と判断される場所と 隣接する箇所においては、安全を確保できる高さとすること。
- イ 出入口は、車両の通行可能な間口をとり、車止め(ツバ付取外し式) を設置すること。

## (4) その他

- ア 植栽を施す場合は、別途協議すること。
- イ 整備にあたっては、「都市公園技術標準解説書」及び「山形市移動等円

滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則」を参考とすること。

- ウ 施設の詳細については、施設管理者と別途協議のうえ承認を得ること。
- エ 園内に関する占用施設については、事前に関係機関及び施設管理者と協議すること。

## 7 公共下水道

(1) 下水道施設等の構造、規模、材質及び施工方法

開発行為に伴い新設されることとなる下水道施設等の構造、規模、材質及び施工方法等の詳細については、市上下水道部下水道建設課作成の「開発行為に伴う下水道施設の取扱いについて」に基づき上下水道事業管理者と別途協議すること。

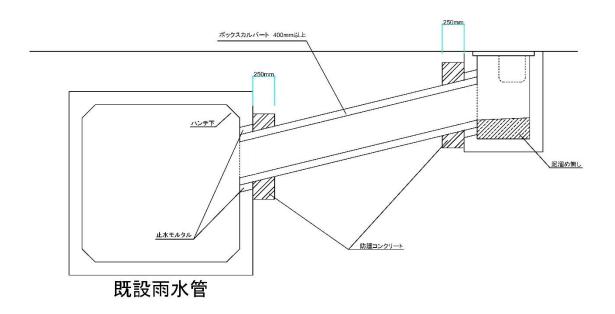
また、農業集落排水区域に関しては、農業集落排水事業管理者と別途協議すること。

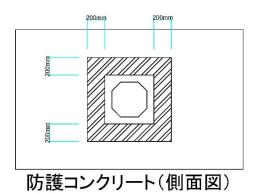
# (2) 雨水排水

雨水排水施設を既設の公共下水道雨水管暗渠へ接続する場合は、上下水道事業管理者と事前協議を行なうこと。

接続方法は次に掲げる図を標準とする。雨水管渠のハンチ部分及び管渠継目部へ接続しないこと。

また、新設する雨水排水施設へ鋼製蓋等を設置する場合は、道路管理者と別途協議を行なうこと。





- 22 -

## 8 上水道

開発行為に伴い新設されることとなる水道施設等の構造、規模、材質及び施工方法等の詳細については、山形市水道給水条例第39条の規定に基づき上下水道事業管理者と別途協議すること。

また、最上川中部水道企業団及び簡易水道の給水区域に関しては、それぞれの管理者と別途協議すること。

# 9 消防水利施設

消防水利施設は、開発区域のいずれの地点からも100メートル以内に位置することとし、消火栓のみにかたよらず、消火栓4に対して防火水槽1の割合で設置すること。

## (1) 消火栓

消火栓を設置する場合は、直径 100 ミリメートル以上の配水管に取り付けること。ただし、消防活動上必要な水量が確保できる場合で消防長が消防活動上支障なしと認める場合は、この限りではない。

また、設置及び位置については消防本部警防課と別途協議すること。

## (2) 防火水槽

防火水槽は、原則として、常時貯水量40立方メートル以上のものであること。

- ア 防火水槽は、一般財団法人消防設備安全センターに認定された二次製品防火水槽を使用すること。(※認定証を添付すること)
  - ただし、これにより難い場合は、別途協議すること。
- イ 防火水槽は、次の(ア)から(キ)までに適合するものであること。
  - (ア)消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
  - (イ) 吸管投入孔は、その一辺が 0.6m 以上又は直径が 0.6m 以上であること。
  - (ウ) 吸管投入孔には、転落防止のための安全な処理を講ずること。
  - (エ) 駐車場に防火水槽を設置する場合は、荷重を考慮した構造とする こと。
  - (オ) 積雪の多い地区においては、サクションパイプを併設すること。

- (カ) 吸管投入孔の蓋には、本市の市章及び防火水槽の表示を明示する こと。ただし、防火水槽を本市に引き継がない場合は、市章の明示 を要しない。
- (キ)防火水槽標識を設置すること。詳細については別途協議すること。 ウ 消防法第17条により消防用水が義務設置となる防火対象物の敷地内 に、開発行為等に伴い防火水槽が設置される場合は、消防本部予防課と 協議のうえ、消防用水の基準に適合するものに限り兼用を認める。その 場合、市へ帰属はしないこととする。
- エ その他詳細については、施設管理者と別途協議すること。

# 10 宅地内構造物

擁壁の高さが1mをこえる場合、プレキャストL形擁壁の連結部分に現場打ち施工を行なう場合等は構造計算をすること。

## 附則

この技術基準は、平成13年6月20日から施行する。

## 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、平成16年1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。

#### 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、平成16年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。

# 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。

# 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。

# 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。

## 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。

# 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。

# 附則

(施行期日)

1 この技術基準は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この技術基準の施行の際現に改正前の山形市開発許可技術基準の規定により実施中の開発行為及び開発行為許可申請については、なお従前の例による。